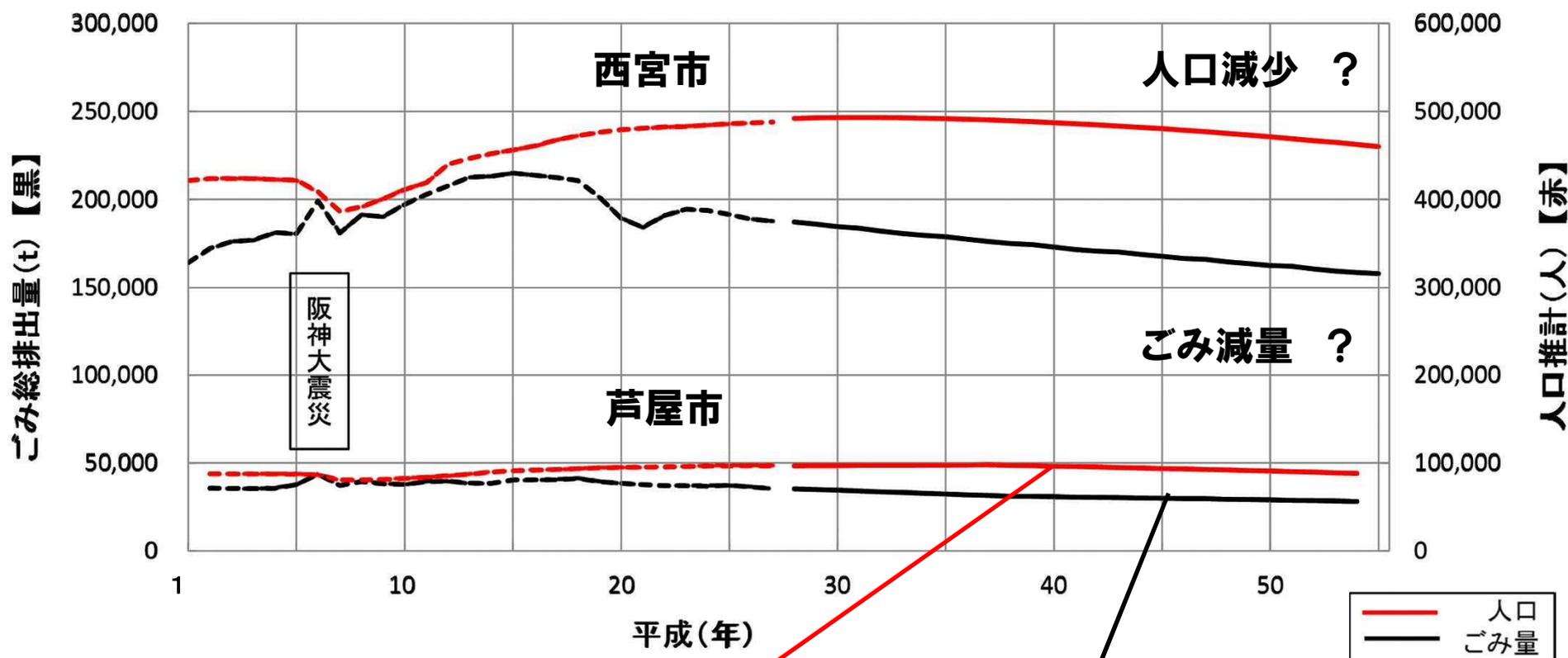


基礎データの確認(人口とごみ総排出量の実績と推計) → 人口の出典元について(会議での指摘事項)



芦屋市人口について

【出典】

芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)平成29年3月  
(平成39年度以降は同様の手法により延伸)

【説明】

「芦屋市将来人口推計報告書」(平成27年3月)を基に住民基本台帳による補正を行っています。

芦屋市ごみ総排出量について

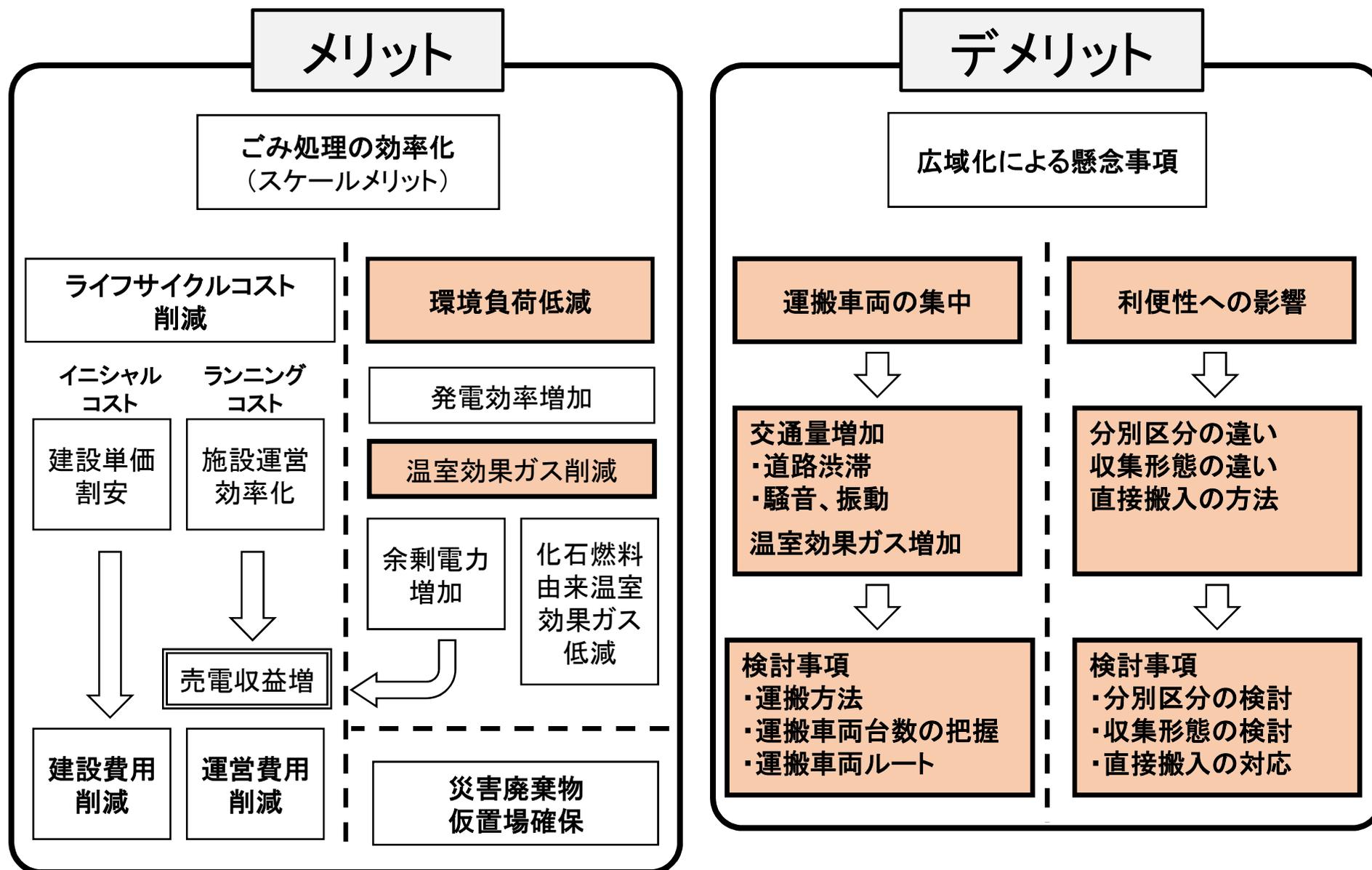
【出典】

芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)平成29年3月  
(平成39年度以降は同様の手法により延伸)

【説明】

将来の予測値に対して、ごみ処理基本計画実施による減量・資源化効果を想定した目標値。

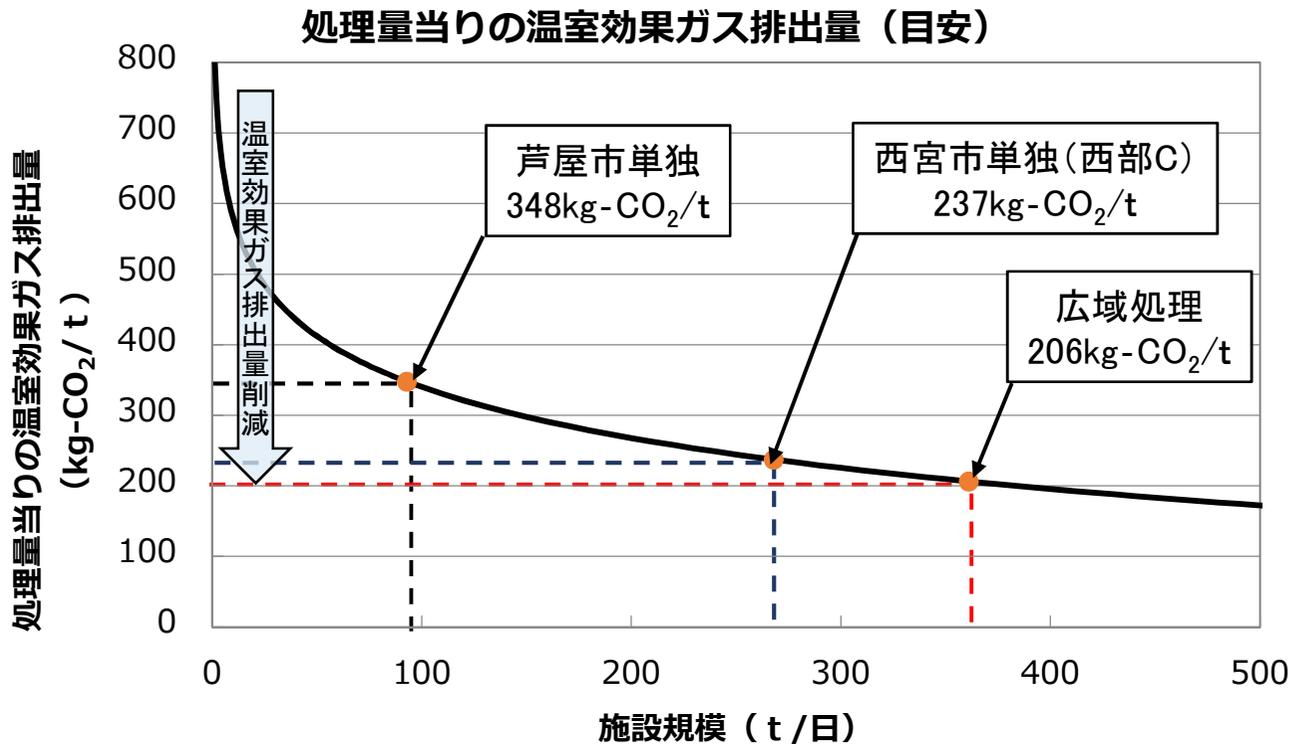
# 広域処理におけるメリット及びデメリットの検証



# 1 メリットについて

## 環境負荷低減

### ①焼却施設の集約化による温室効果ガスの削減効果



処理量当りの温室効果ガス排出量(目安) 計算式

処理方式	計算式
焼却のみ	$y = -240 \log(x) + 500 + \alpha$ <p>x: 処理能力(t/日)、y: 目安(kg-CO<sub>2</sub>/t-焼却ごみ)、log: 常用対数  <math>\alpha</math>: 「その他プラ」分別有り320、  「その他プラ」分別なし370</p>

## ②広域処理による温室効果ガス排出量と削減効果

	施設規模 [t/日]	処理量当りの温室 効果ガス排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /t]	処理量 [t/日]	温室効果ガス 排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /日]
<b>単独処理</b>	<b>641</b>	—	<b>449</b>	<b>112,844</b> -①
西宮市単独	548	—	384	90,224
<i>新西部C</i>	<i>268</i>	<i>237</i>	<i>188</i>	<i>44,556</i>
<i>東部C</i>	<i>280</i>	<i>233</i>	<i>196</i>	<i>45,668</i>
芦屋市単独	93	348	65	22,620
<b>広域処理</b>	<b>641</b>	—	<b>449</b>	<b>97,786</b> -②
<i>新西部C</i>	<i>361</i>	<i>206</i>	<i>253</i>	<i>52,118</i>
<i>東部C</i>	<i>280</i>	<i>233</i>	<i>196</i>	<i>45,668</i>
<b>削減効果</b>	削減量=①-② 削減率=削減量/①			<b>15,058</b> <b>(13.3%)</b>

西宮市・芦屋市両市で温室効果ガス排出量約13%削減可能

### ③ 芦屋市が「その他プラ」の分別を実施しない場合の温室効果ガス排出量と削減効果

芦屋市が「その他プラ」の分別を実施しない場合

新西部総合処理センター焼却施設処理能力: 362t/日

	施設規模 [t/日]	処理量当りの温室 効果ガス排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /t]	処理量 [t/日]	温室効果ガス 排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /日]
広域処理 (「その他プラ」分別なし)	642	-	450	101,294 -③
新西部C	362	219	254	55,626
東部C	280	233	196	45,668

削減効果の比較 (「その他プラ」分別あり、なし)	削減量の差 = ③(分別なし) - ②(分別あり) 削減率 = 削減量の差 / ③	3,508 kg-CO <sub>2</sub> /日 (3.5%)
-----------------------------	--	---------------------------------------

芦屋市が「その他プラ」の分別を実施した場合、実施しない場合と比べ  
3,508kg-CO<sub>2</sub>/日 (約3.5%) 温室効果ガスの削減

## 2 広域化による懸念事項(デメリット)

広域化によるデメリットとして以下のものが想定される。

### ①運搬車両の集中

- ・交通量増加
- ・温室効果ガス増加

### ②利便性への影響

- ・分別区分の違い
- ・収集形態の違い
- ・直接搬入の方法

### ③その他

- ・料金徴収に関する事務の負担



これらのデメリットは、中継施設の整備により対策できるものと考えられる。  
以下、各デメリットの分析と、中継施設整備の効果についての検証を行う。

## 2-1 デメリット(交通量増加, 温室効果ガス増加, 直接搬入の方法, 料金徴収に関する事務の負担)

### ●運搬車両台数(現状)

	西宮市 西部総合処理センター	西宮市 東部総合処理センター	芦屋市 環境処理センター
現状 (一日当たりの平均台数)	441台/日	115台/日	173台/日

### 内訳

区分		ごみ量	平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集等	20,756 (t/年)	68 (台/日)	141 (台/日)
	直接搬入	4,246 (t/年)	64 (台/日)	267 (台/日)
	パイプライン	2,524 (t/年)	— (台/日)	— (台/日)
	全体	27,526 (t/年)	132 (台/日)	408 (台/日)
破碎選別	定期収集等	2,142 (t/年)	21 (台/日)	36 (台/日)
	直接搬入	168 (t/年)	20 (台/日)	84 (台/日)
	全体	2,310 (t/年)	41 (台/日)	120 (台/日)
合計		29,836 (t/年)	173 (台/日)	— (台/日)

区分		ごみ量	平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集等	73,197 (t/年)	114 (台/日)	278 (台/日)
	直接搬入	5,223 (t/年)	93 (台/日)	349 (台/日)
	全体	78,420 (t/年)	207 (台/日)	361 (台/日)
破碎選別	定期収集等	9,037 (t/年)	64 (台/日)	109 (台/日)
	直接搬入	3,665 (t/年)	170 (台/日)	718 (台/日)
	全体	12,702 (t/年)	234 (台/日)	796 (台/日)
合計		91,122 (t/年)	441 (台/日)	— (台/日)

区分		ごみ量	平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集等	56,296 (t/年)	89 (台/日)	237 (台/日)
	直接搬入	5,500 (t/年)	26 (台/日)	129 (台/日)
	全体	61,796 (t/年)	115 (台/日)	260 (台/日)

## ●運搬車両台数(広域処理開始時)

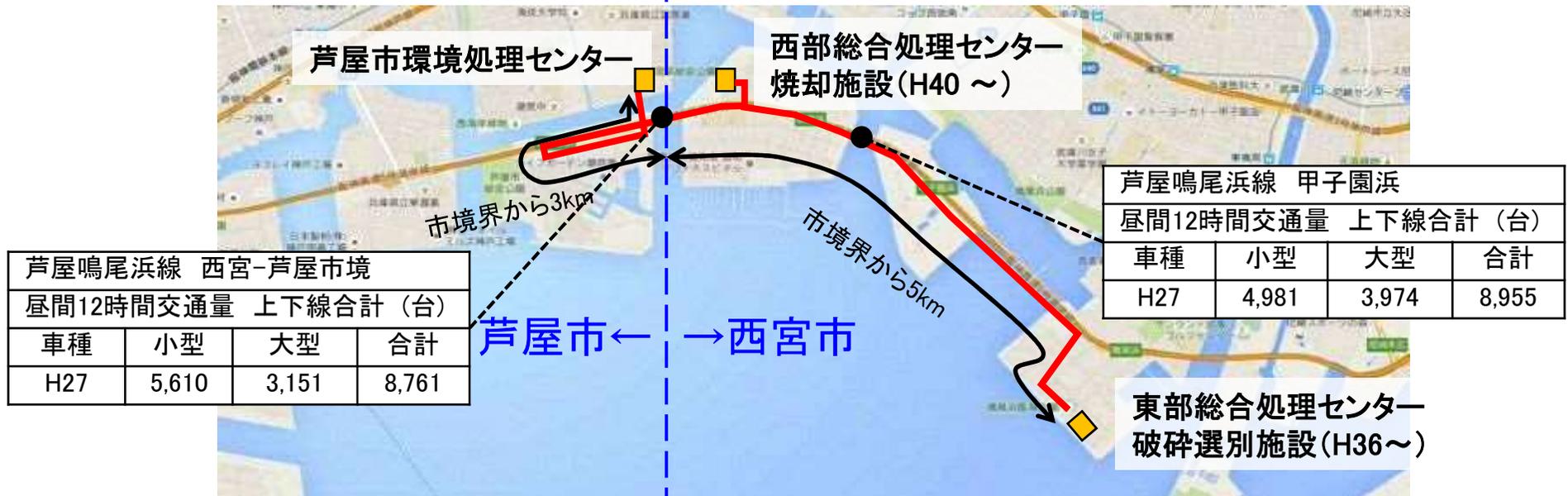
	西宮市 西部総合処理センター	西宮市 東部総合処理センター	芦屋市 環境処理センター
広域処理開始時 (一日当たりの平均台数)	128台/日	404台/日	161台/日

## 内訳

芦屋市環境処理センター[広域処理開始時]				
区分		ごみ量	平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集等	18,050 (t/年)	59 (台/日)	123 (台/日)
	直接搬入	3,693 (t/年)	56 (台/日)	232 (台/日)
	パイプライン	2,195 (t/年)	— (台/日)	— (台/日)
			8 (台/日)	15 (台/日)
全体		23,938 (t/年)	115 (台/日)	355 (台/日)
			123 (台/日)	370 (台/日)
破碎選別	定期収集等	1,985 (t/年)	19 (台/日)	33 (台/日)
	直接搬入	156 (t/年)	19 (台/日)	78 (台/日)
	全体	2,141 (t/年)	38 (台/日)	111 (台/日)
合計		26,079 (t/年)	153 (台/日)	— (台/日)
			161 (台/日)	— (台/日)

西宮市西部総合処理センター[広域処理開始時]				
区分		ごみ量	平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集等	62,427 (t/年)	99 (台/日)	263 (台/日)
	直接搬入	6,099 (t/年)	29 (台/日)	143 (台/日)
	全体	68,526 (t/年)	128 (台/日)	288 (台/日)
西宮市東部総合処理センター[広域処理開始時]				
区分		ごみ量	平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集等	66,940 (t/年)	104 (台/日)	254 (台/日)
	直接搬入	4,777 (t/年)	85 (台/日)	319 (台/日)
	全体	71,717 (t/年)	189 (台/日)	330 (台/日)
破碎選別	定期収集	8,306 (t/年)	59 (台/日)	100 (台/日)
	直接搬入	3,369 (t/年)	156 (台/日)	660 (台/日)
	全体	11,675 (t/年)	215 (台/日)	732 (台/日)
合計		83,392 (t/年)	404 (台/日)	— (台/日)

# ●運搬車両の集中(課題の抽出1)



交通量出典:平成27年度全国道路・街路交通情勢調査【国土交通省道路局、兵庫県】

## 周辺道路の交通量への影響【平均台数】

地図出典:google

増加車両の見込み	現状	将来(対策前)
	【芦屋鳴尾浜線(西宮-芦屋市境)】	
【芦屋市⇄西宮市(往復)】 焼却: 92台/日(小型) 154台/日(大型) 不燃: 32台/日(小型) 44台/日(大型) 合計: 322台/日	昼間12時間交通量(H27) 上下線合計	昼間12時間交通量(想定) 上下線合計【焼却・不燃を計上】
	小型: 5,610台/日	小型: 5,734台/日(2.2%増加)
	大型: 3,151台/日	大型: 3,349台/日(6.3%増加)
	合計: 8,761台/日	合計: 9,083台/日(3.7%増加)
	【芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)】	
	昼間12時間交通量(H27) 上下線合計	昼間12時間交通量(想定) 上下線合計【不燃のみ計上】
	小型: 4,981台/日	小型: 5,013台/日(0.6%増加)
	大型: 3,974台/日	大型: 4,018台/日(1.1%増加)
	合計: 8,955台/日	合計: 9,031台/日(0.8%増加)

# ●運搬車両の集中(課題の抽出2)

広域化施設(西宮市側)への運搬車両の集中による周辺地域の環境負荷の増加が懸念される。

ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量(年間排出量)  
【平均台数】

増加車両の見込み	将来(対策前)
【芦屋市⇒西宮市(往復)】	
焼却: 92 台/日(小型)	焼却: 436,872 kg-CO <sub>2</sub> 不燃: 279,150kg-CO <sub>2</sub> 合計: 716,022kg-CO <sub>2</sub>
154 台/日(大型)	
不燃: 32 台/日(小型)	
44 台/日(大型)	
合計: 322 台/日	

ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量の計算式

計算式										
温室効果ガス排出量 = 燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数 × 44/12	単位発熱量及び排出係数									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位発熱量</th> <th>排出係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>34.6GJ/kl</td> <td>0.0183tC/GJ</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>37.7GJ/kl</td> <td>0.0187tC/GJ</td> </tr> </tbody> </table>		単位発熱量	排出係数	ガソリン	34.6GJ/kl	0.0183tC/GJ	軽油	37.7GJ/kl
	単位発熱量	排出係数								
ガソリン	34.6GJ/kl	0.0183tC/GJ								
軽油	37.7GJ/kl	0.0187tC/GJ								

資料: 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.3.1)(平成29年7月)

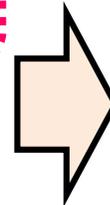
## ●課題に関する対策(案)

課題	対策(案)
周辺道路における交通量の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで交通量の抑制を図る。</li> </ul>
広域化処理に伴ったごみの運搬(2tパッカー車等)による温室効果ガスの増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不燃ごみ等やパイプラインごみは中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで温室効果ガスに関する抑制を図る。</li> </ul>
運搬ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広域化施設までの距離が最短であり、住宅地への影響が他のルートと比べて少ない、湾岸側道を運搬ルートとして想定する。</li> </ul>
直接搬入の方法(市民サービスの低下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 芦屋市民等の直接持ち込みについては、中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで、市民サービスの低下を防ぎ、また、広域化施設側での渋滞発生に関する抑制を図る。</li> </ul>
料金徴収(市民等の直接持ち込み分)に関する事務の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 芦屋市民等の直接持ち込みについては、中継施設において大型車両(10tパッカー車等)に積替え後、広域化施設(西宮市側)に運搬することで、料金徴収(市民等の直接持ち込み分)に関する事務の負担について軽減を図る。</li> </ul>

# ● 対策による効果(1)

○ 施設への搬入ごみ量及び搬入車両台数(対策後:広域処理開始時)

芦屋市環境処理センター[広域処理開始時]				
区分	ごみ量	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	18,050 (t/年)	59 (台/日)	123 (台/日)
	直接搬入	3,693 (t/年)	56 (台/日)	232 (台/日)
	パイプライン	2,195 (t/年)	— (台/日)	— (台/日)
			8 (台/日)	15 (台/日)
全体	23,938 (t/年)	115 (台/日)	355 (台/日)	
		123 (台/日)	370 (台/日)	
破碎選別	定期収集等	1,985 (t/年)	19 (台/日)	33 (台/日)
	直接搬入	156 (t/年)	19 (台/日)	78 (台/日)
	全体	2,141 (t/年)	38 (台/日)	111 (台/日)
合計	26,079 (t/年)	153 (台/日)	— (台/日)	
		161 (台/日)	— (台/日)	



芦屋市環境処理センター[広域処理開始時]			
区分	平均台数	最大台数	
焼却施設	定期収集等	59 (台/日)	123 (台/日)
	直接搬入	4 (台/日)	17 (台/日)
	パイプライン	2 (台/日)	4 (台/日)
	全体	65 (台/日)	144 (台/日)
破碎選別	定期収集等	3 (台/日)	6 (台/日)
	直接搬入		
	全体	3 (台/日)	6 (台/日)
合計	68 (台/日)	— (台/日)	

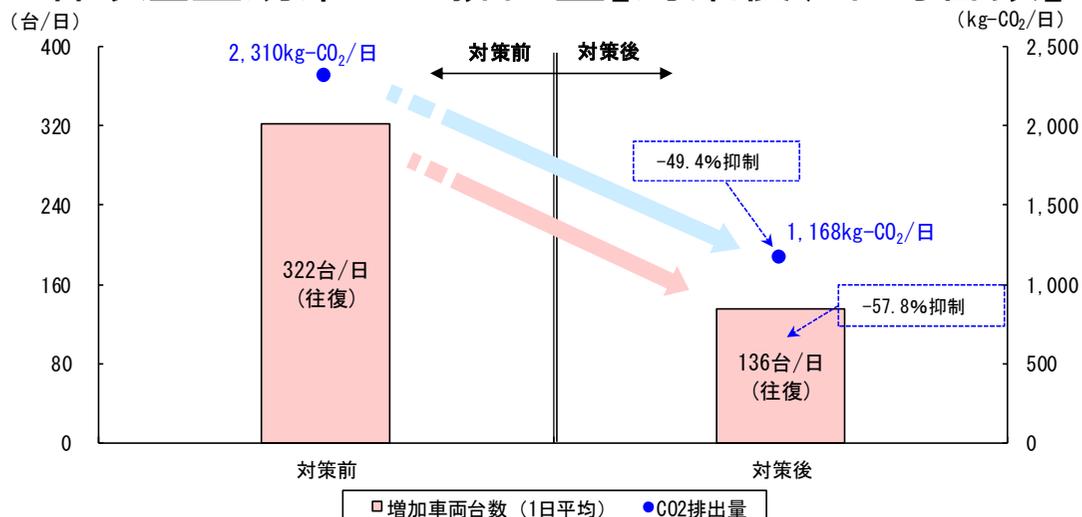
 : 対策範囲

# ●対策による効果(2)

## ○周辺道路の交通量への影響

増加車両の見込み (対策後車両数)	現状	将来	
		(対策前)	(対策後)
【芦屋市⇔西宮市(往復)】 焼却:130台/日(大型) 不燃: 6台/日(大型) 合計:136台/日(大型)	【芦屋鳴尾浜線(西宮-芦屋市境)】		
	昼間12時間交通量(H27)	昼間12時間交通量(想定)	昼間12時間交通量(想定)
	上下線合計	上下線合計【焼却・不燃を計上】	上下線合計【焼却・不燃を計上】
	小型:5,610台/日	小型:5,734台/日(2.2%増加)	小型:5,610台/日
	大型:3,151台/日	大型:3,349台/日(6.3%増加)	大型:3,287台/日(4.3%増加)
	合計:8,761台/日	合計:9,083台/日(3.7%増加)	合計:8,897台(1.6%増加)
	【芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)】		
	昼間12時間交通量(H27)	昼間12時間交通量(想定)	昼間12時間交通量(想定)
	上下線合計	上下線合計【不燃を計上】	上下線合計【不燃を計上】
	小型:4,981台/日	小型:5,013台/日(0.6%増加)	小型:4,981台/日
	大型:3,974台/日	大型:4,018台/日(1.1%増加)	大型:3,980台/日(0.2%増加)
	合計:8,955台/日	合計:9,031台/日(0.8%増加)	合計:8,961台/日(0.07%増加)

## ○ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量【対策後、平均台数】



## ●効果の比較

- 対策後、**交通量**は芦屋鳴尾浜線(西宮—芦屋市境)と芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)それぞれにおいて、**対策前よりも抑制**される。
- **ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量**は、対策前と対策後で**約50%抑制**される。

### 交通量への影響の比較

		対策前	対策後
周辺道路の交通量への影響	芦屋鳴尾浜線(西宮—芦屋市境)	322台/日	136台/日
	芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)	76台/日	6台/日

備考) 芦屋鳴尾浜線(西宮—芦屋市境)においては、可燃ごみ及び不燃ごみ等に関する運搬車両数(往復)を示し、芦屋鳴尾浜線(甲子園浜)においては、不燃ごみ等に関する運搬車両数(往復)を示します。

### 温室効果ガス排出量の比較

	対策前	対策後
ごみの運搬に伴う温室効果ガス排出量	716,022 kg-CO <sub>2</sub> /年	362,026 kg-CO <sub>2</sub> /年

## 2-2 デメリット(分別区分の違い、収集形態の違い)

### ●両市の分別区分，収集形態について(現状)

#### 西宮市

種別	分類	収集形態
もやすごみ	可燃ごみ	袋
もやさない ごみ	ビン・缶等乾電池	コンテナ
	水銀含乾電池	コンテナ
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ

#### 芦屋市

種別	分類	収集形態
燃やすごみ	可燃ごみ	袋
	その他プラ	
燃やさない ごみ	カン	袋
	ビン	袋
	その他	袋
ペットボトル	ペットボトル	袋

# ●分別区分の違いに関する考え方

## 【対策の考え方】

- 地域における循環型社会の構築や低炭素社会の構築に向けた取組の推進
- 施設の効率的な運用や整備



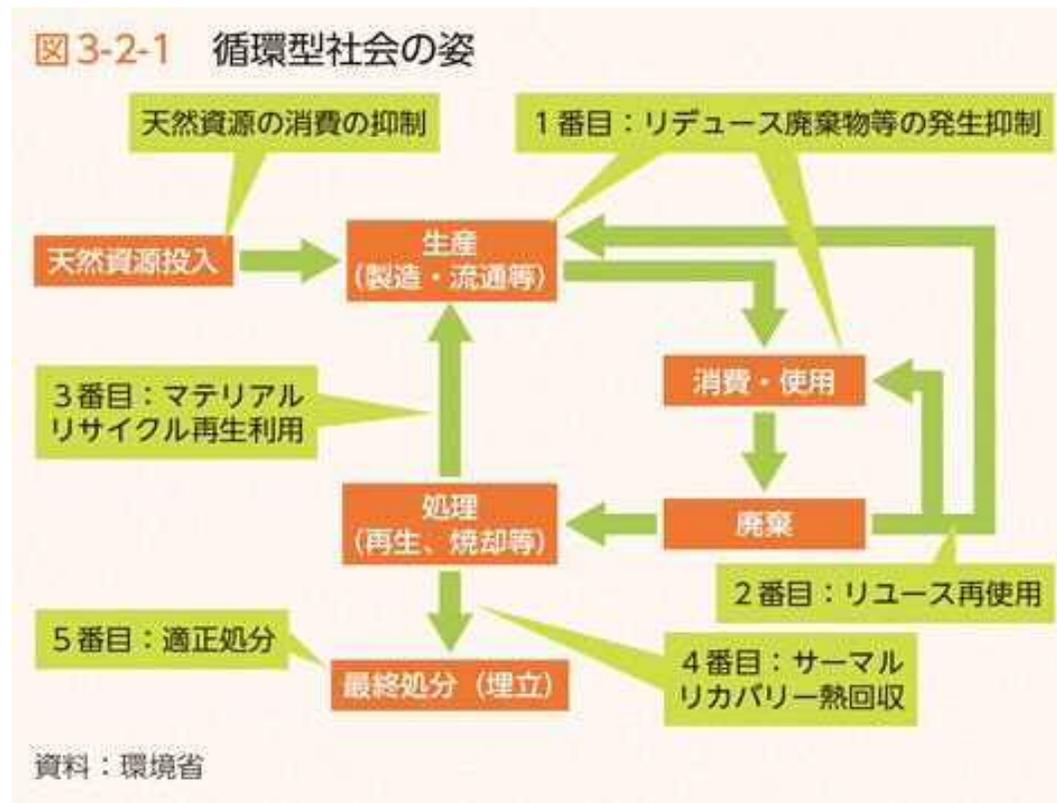
西宮市の「その他プラ」の処理方針は継続。

## 【方向性】

- 芦屋市においても「その他プラ」の分別収集に取組むことで、地域における循環型社会・低炭素社会の構築に向けた取組を推進する。

利点	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 循環型社会の構築に向けた取組の推進 (容器包装を意識し、簡易包装の商品を選ぶようになる等)</li><li>✓ リサイクルに関する市民意識の醸成</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 収集運搬体制や車両に関する見直しが必要、収集経費等が増加する可能性あり</li><li>✓ ごみの分別に関する市民負担が増加 (分別する手間、保管のためのスペース)</li><li>✓ 分別区分の導入に際し、市民に対する十分な周知徹底が必要</li><li>✓ 「その他プラ」は分別方法(汚れの程度等)が分かりにくいいため、市民に対して丁寧な説明が必要</li></ul>

# ●国が示す処理の優先順位



- 「サーマルリカバリー熱回収」より「マテリアルリサイクル再生利用」を優先。
- プラスチック製容器包装の再商品化手法における、環境負荷低減の効果について、ごみ発電に比べて再商品化の方が二酸化炭素の削減効果が大きい。

出典)平成22年10月の中環審専門委員会及び産構審検討会合同会合の取りまとめにおけるプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめより

## ● 収集形態の違いに関する考え方

### 【もやさないごみ・ペットボトルの収集形態(現状)】

- 西宮市はコンテナ収集
- 芦屋市は袋収集

### 【対策の考え方】

- 広域施設の最適な整備
- 収集形態の変更に伴う市民への影響に配慮



### 【方向性】

- 広域化施設の処理システムに見合った状態での搬入を行う。

### 3 広域処理組織について

一般廃棄物の広域処理は既に多くの自治体で前例がある。

広域化行政制度としては、「事務の委託」、「一部事務組合」の前例が多いが、手法ごとのメリット・デメリットは構成自治体の事情により異なる。

#### ○4手法の比較・考察

前例のある「事務の委託」、「一部事務組合」、「広域連合」、「協議会」の4手法について比較・考察し、西宮市と芦屋市の広域化に最も適した広域処理組織を決定する。

## ○4手法について比較・考察

	事務の委託	一部事務組合	広域連合	協議会
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の団体に委ねる制度。</li> <li>・委託側は管理執行権限を失い、法令上の責任は受託側が負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、その事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。</li> <li>・議会、監査委員会を有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が広域にわたり処理する事が適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。</li> <li>・議会、監査委員会、選挙管理委員会を有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の事務の一部の管理・執行について、連絡調整、総合的な計画を共同で行う制度。</li> <li>・共通の執行機関として管理執行協議会を有する。</li> <li>・財産、職員は施設設置団体に帰属する。</li> </ul>
根拠法令	地方自治法 第252条の14～第252条の16	地方自治法 第284条～第291条	地方自治法 第284条、第291条の2～第291条の13	地方自治法 第252条の2の2～第252条の6
法人格	・新たな組織は設けない。	・法人格を有し、財産の保有や職員の採用が可能である。	・法人格を有し、財産の保有や職員の採用が可能である。	・法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。
他都市実績※	135件  ・ごみ処理のみの事務の委託に関する統計はない。	406組合  うち、ごみ処理のみに関するものは、129件	25団体  うち、ごみ処理のみに関するものは、6件	4件  うち、ごみ処理のみに関するものは、3件

※平成28年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成28年7月1日現在)

	事務の委託	一部事務組合	広域連合	協議会
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理が受託団体に一元化され責任所在が明確。</li> <li>・迅速な意思決定が可能。</li> <li>・法人格を維持するための事務が必要となる一部事務組合方式に比べて財政負担が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合事務のみに専念可能となる。</li> <li>・構成団体が基本的に同じ立場で運営に参画できる。</li> <li>・組合として財産の保有が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合事務のみに専念可能となる。</li> <li>・全構成団体の意思が反映される。</li> <li>・広域連合として財産の保有が可能。</li> <li>・広域ニーズへの対応が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各々の意思が反映されやすい。</li> <li>・施設非設置団体でも利用しやすい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託側団体の意思が反映されにくい。</li> <li>・委託側団体のごみ処理意識、技術力の低下が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。</li> <li>・市民及び構成団体の議会の意見が直接反映されにくい。</li> <li>・一部事務組合の設立に伴い、職員等の身分の取扱の問題が発生する。(一部事務組合解散時にも同様の問題が発生する。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政責任の所在が不明確。</li> <li>・市民及び構成団体の議会の意見が直接反映しにくい。</li> <li>・広域連合の設立に伴い、職員等の身分の取扱の問題が発生する。(広域連合解散時にも同様の問題が発生する。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。</li> <li>・職員については、各市における身分を保有したまま協議会へ派遣される形式となるため、必ずしも職員数の削減等の効率化につながらない場合もある。</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定が迅速で他の方式より財政負担が少ない点が優れている。</li> <li>・デメリットを補完する仕組みとして「連絡調整会議等」を設置する場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前例が多く、構成団体が共同で運営に参画できるため、広域化事業の安定性の確保の面では優れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数事務の広域処理を想定したものであり、ごみ処理だけではメリットが小さい。</li> <li>・ごみ処理のみで、2市のみという事例が無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の財産は設置市で、管理は両市が職員を派遣ということが想定され、必ずしも効率化につながらない可能性もある。</li> <li>・ごみ処理のみで、2市のみで新たに設立という事例が無い。</li> </ul>
	○	○	△	△

比較・考察の結果、2市での広域処理組織に適した手法は、

**「事務の委託」・「一部事務組合」である。**<sup>3</sup> 広域処理組織について 20

## ○西宮市・芦屋市の広域処理組織についての適性評価

	事務の委託	一部事務組合
意思決定の速さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な意思決定が可能。</li> <li>・共同処理する施設を西宮市側のみに整備する場合は、委託事務の範囲が複雑とならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市が基本的に同じ立場で一部事務組合運営に参画できる。一方で、両市間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。</li> </ul>
	○	△
技術の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋市は委託した事務の範囲内において権限を失うため、芦屋市のごみ処理意識、技術力の低下が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市が共同で運営に参画できるため、ノウハウが継承される。</li> </ul>
	△	○
職員の所属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来通り変更なし。共同処理する施設を西宮市側のみに整備する場合は、組織が複雑とならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部事務組合の設立に伴い、職員等の身分の取扱の問題が発生する(一部事務組合解散時にも同様の問題が発生する)。</li> </ul>
	○	△
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格を維持するために必要な事務が不要となるため、財政負担が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市により新たに設立する法人格を維持するための事務に必要な職員、組合事務所の維持費等が必要。</li> </ul>
	○	△
評価	<p>迅速な意思決定が可能。法人設立を行わないため、組織の改変が不要で、一部事務組合に比べると、財政面も含め効率的な運営ができる。その他の各項目においても全般的に優位性がある。</p>	<p>意思決定の迅速性に欠ける。法人設立に伴い新たな組織人員や経費が必要であり、事務の委託と比較すると、全般的に優位性が低い。</p>

## 4 費用負担について

### 【他団体の事例】

- ・平成19年度以降に広域処理を開始したもののうち、現時点において負担割合が確認できたもの



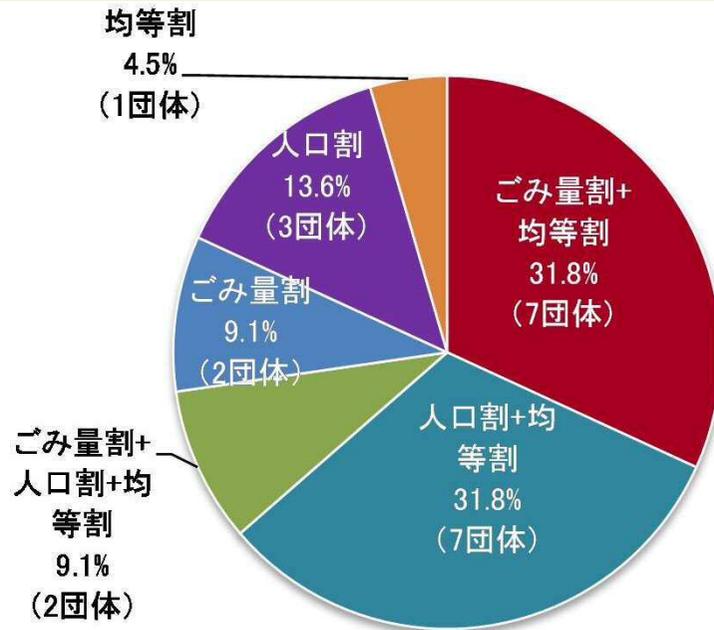
施設建設費  
22団体

施設運営費  
19団体

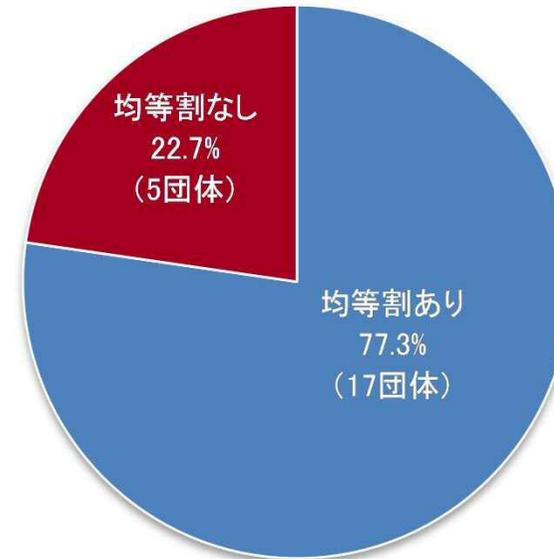
### 【今後の進め方】

- ・両市の実情に応じて協議・検討していく。

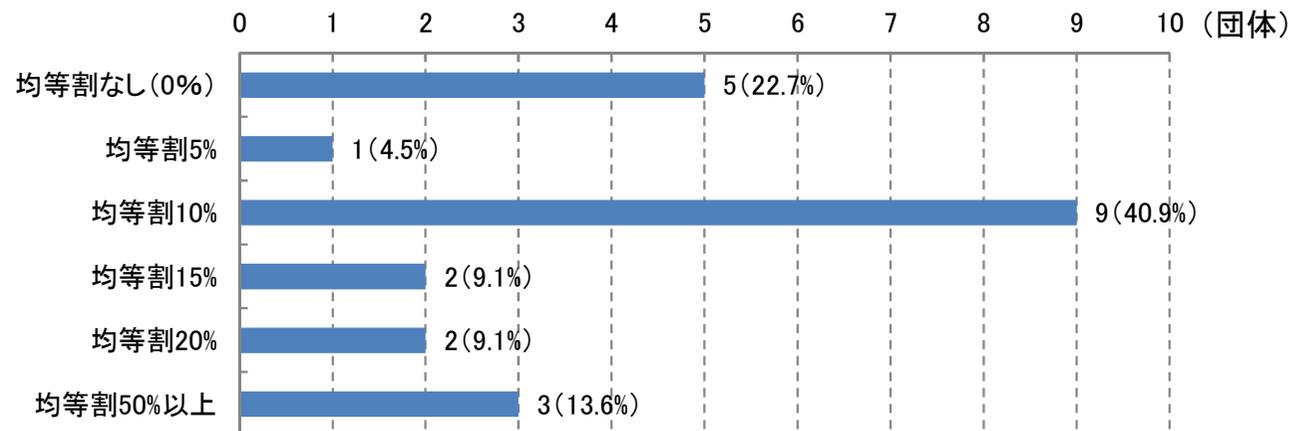
# 【施設建設費】費用負担の構成の調査結果



費用負担の構成(建設費)

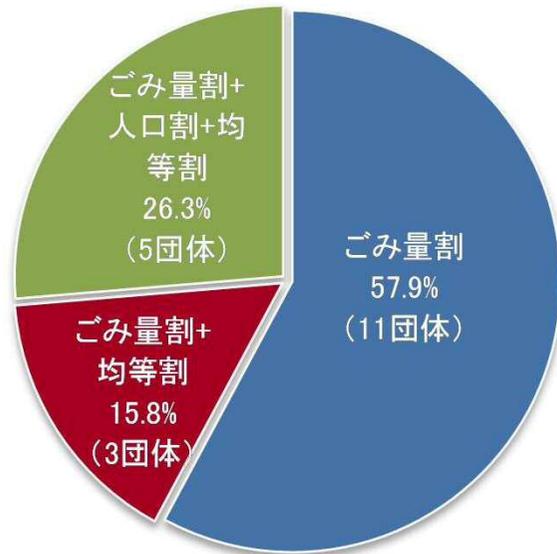


均等割の有無(建設費)

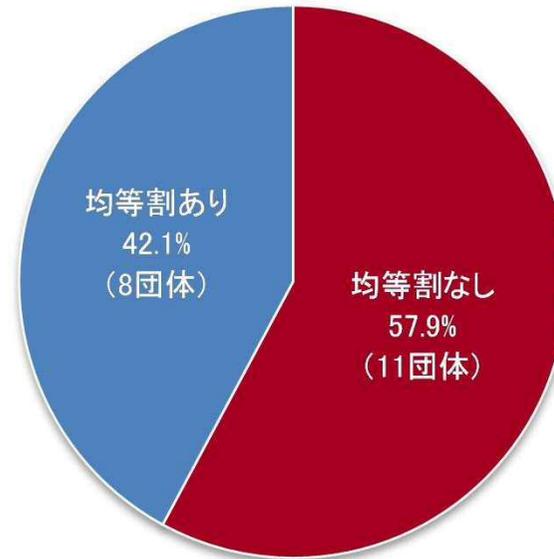


均等割の率(建設費)

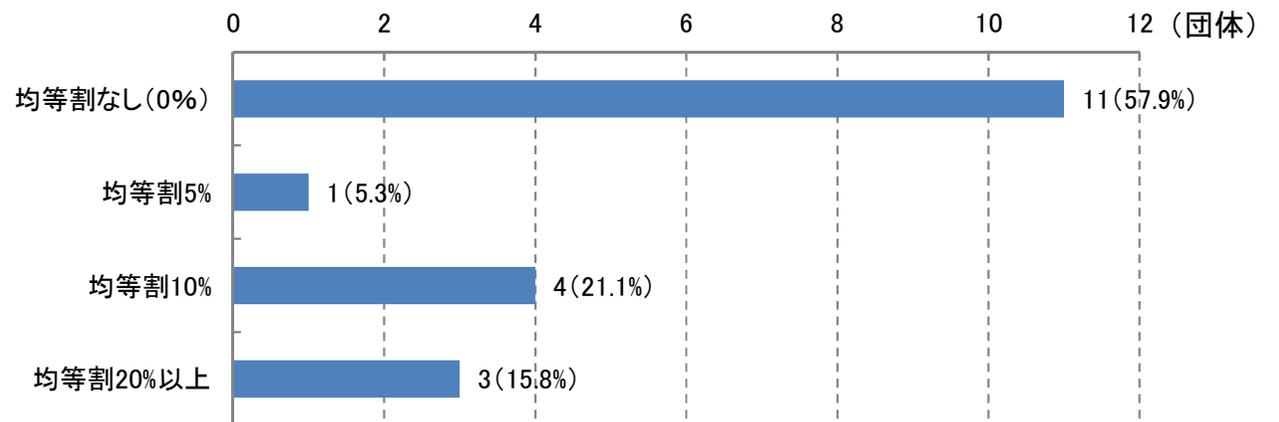
# 【施設運営費】費用負担の構成の調査結果



費用負担の構成(運営費)



均等割の有無(運営費)



均等割の率(運営費)